

第5 令第8条等に規定する区画等の取扱い

1 令第8条の区画

- (1) 令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床及び壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャストコンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。

イ 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

（ア）開口部が設けられていないこと。

（イ）開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90 cm以上離れていること。（第5-1図から第5-6図参照）

- (2) 令8区画及び共住区画を貫通する配管等

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を配管等が貫通することは、原則として認められないものであること。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等については、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる」とは、次のアからクによるものとする。

ただし、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定を受けたものであれば、当該評定工法によることで、アからクまでを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管は、呼び径200 mm以下のものであること。（第5-7図参照）

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300 mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300 mmの円に相当する面積以下であること。（第5-8図参照）

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200 mm以下の場合にあつては、200 mm）以上であること。（第5-9図、第5-10図参照）

オ 配管及び貫通部は、建築基準法施行令第107条第1号の規定に基づく通常の火災時の加熱に耐える性能を有するものであること。

- カ 貫通部は、セメントモルタルやロックウール等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。（第 5-11 図及び説明文参照）
- キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。（第 5-12-1 図, 第 5-12-2 図参照）
- ク 鋼管及びこれに類する配管（以下「鋼管等」という。）（第 5-1 表）については、前各号の規定によるほか、別図により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

第 5-1 表 令 8 区画及び共住区画を貫通できる鋼管等の種類等

(鋼管等を使用する範囲)		
令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める（１）及び（２）に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。		
（１）衛生機器の材質は、不燃材料であること。		
（２）排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器を接続して差し支えない。		
(種類)		
配 管 材 質 名		規 格 番 号
	水道用亜鉛メッキ鋼管	JIS G 3442
	一般配管用ステンレス鋼鋼管	JIS G 3448
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454
	配管用ステンレス鋼鋼管	JIS G 3459
	排水用鋳鉄管	JIS G 5525
	排水用タールエポキシ塗装鋼管	WSP 032
内 部 常 時 充 水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140
	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 011
	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	WSP 039
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042
	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	WSP 054
その他これらに準ずる管		

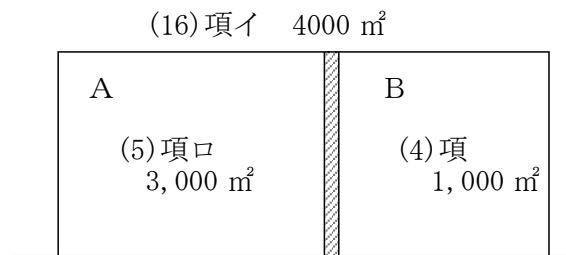
注 1 WSP は「日本水道鋼管協会規格」を表す。

注 2 JWWA は「日本水道協会規格」を表す。

2 令 8 区画の規定を適用した建築物における消防用設備等の考え方

- (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置する。
- (2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置する。

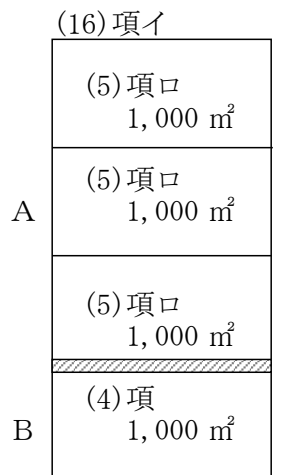
<例 1>



(注)  開口部のない耐火構造の壁
(以下同じ。)

※ A、Bのうち少なくとも壁を支持する一方が耐火建築物であること。

<例 2>

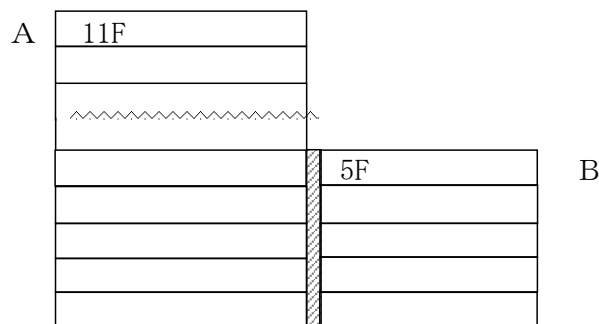


※ Bは耐火建築物であること。(以下同じ。)

A：延べ面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B：延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

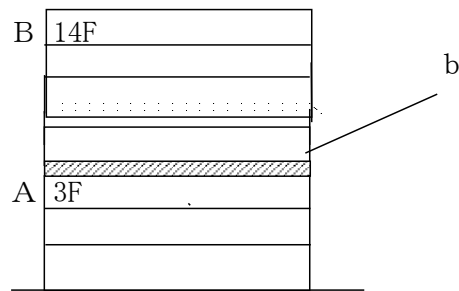
(3) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されているものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

<例 1>



A：階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B：階数 5 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

<例 2>



A：階数 3 の防火対象物として該当消防用設備等を設置する。

B：階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

(4) 留意事項

ア この規定は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について運用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。

イ 非常警報設備の設置については、運用基準（１）第 14 非常警報設備 3（２）により取り扱うこと。

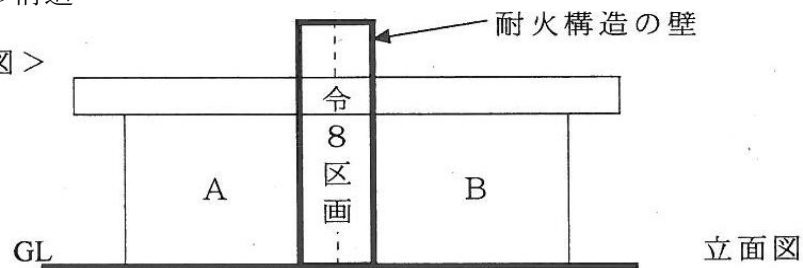
3 その他

(1) 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評価を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。

(2) 安全センターにおいて性能評価されたものについては、安全センターの機関誌に掲載されるものであること。

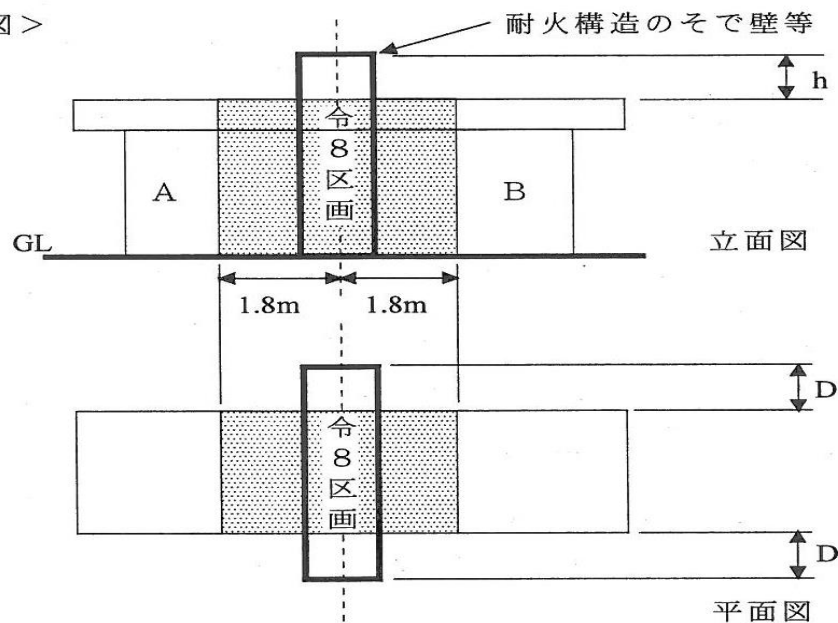
●令 8 区画の構造

< 第 5-1 図 >



※ A.Bのうち少なくとも耐火構造の壁を支持する一方が耐火構造であること。

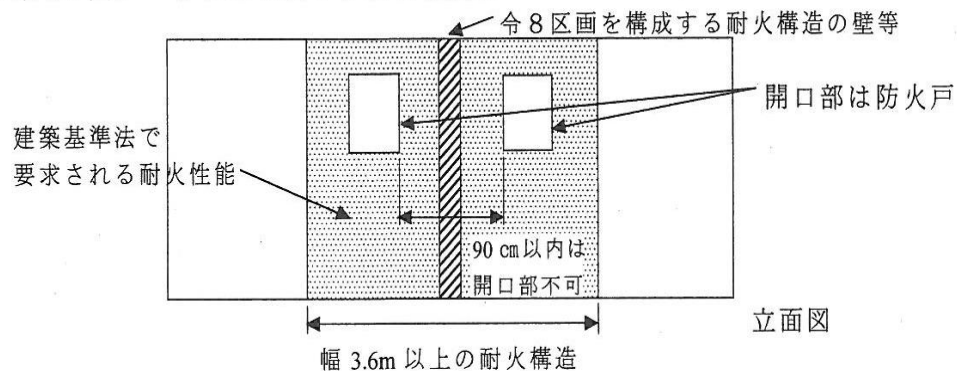
< 第 5-2 図 >



* h 及び D は、50 cm 以上とすること。ただし、網掛け部分が耐火構造であり、かつ、開口部が設けられていない場合、若しくは、開口部が防火戸であり、令 8 区画を介して接する開口部相互が 90 cm 以上離れている場合は 0 でよい。

なお、網掛け部分の耐火構造の屋根又は建築基準法において当該屋根又は、外壁に要求される耐火性能を有するものであること。

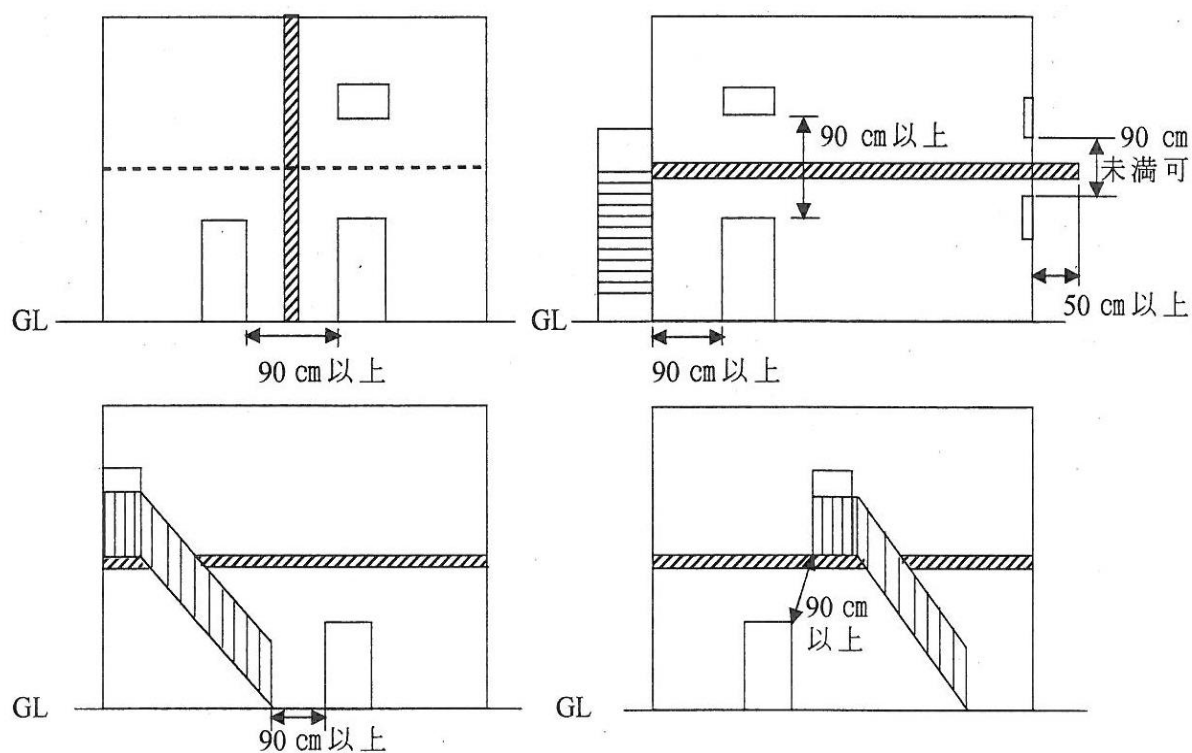
< 第 5-3 図 > そで壁をなくす場合の条件



※どのような大きさの開口部であろうと、開口部間の距離が 90 cm 未満となる位置には設けられない。

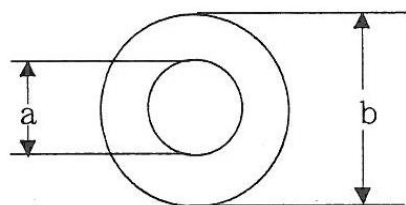
[illegible]

＜第5-6図＞ 開口部の条件



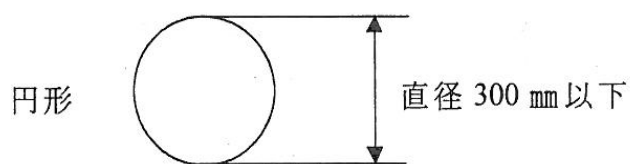
●令 8 区画を貫通する配管等

1 令 8 区画に設ける穴と配管 (第 5-7 図)



a : 配管直径 200 mm 以下
b : 穴の直径 300 mm 以下

2 令 8 区画に設ける貫通のための穴 (第 5-8 図)



円形

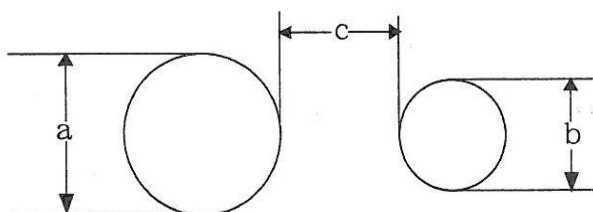
直径 300 mm 以下



矩形

面積が概ね 700 cm² 以下
(直径 300 mm の円に相当する面積以下)

3 穴相互の離隔距離 (第 5-9 図)



a : 穴の直径 mm (300 mm 以下)

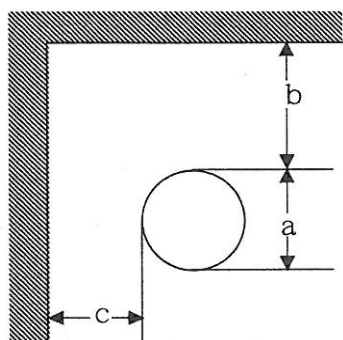
b : 穴の直径 mm (300 mm 以下)

c : 穴相互の離隔距離

c は、次の条件を満たすこと。

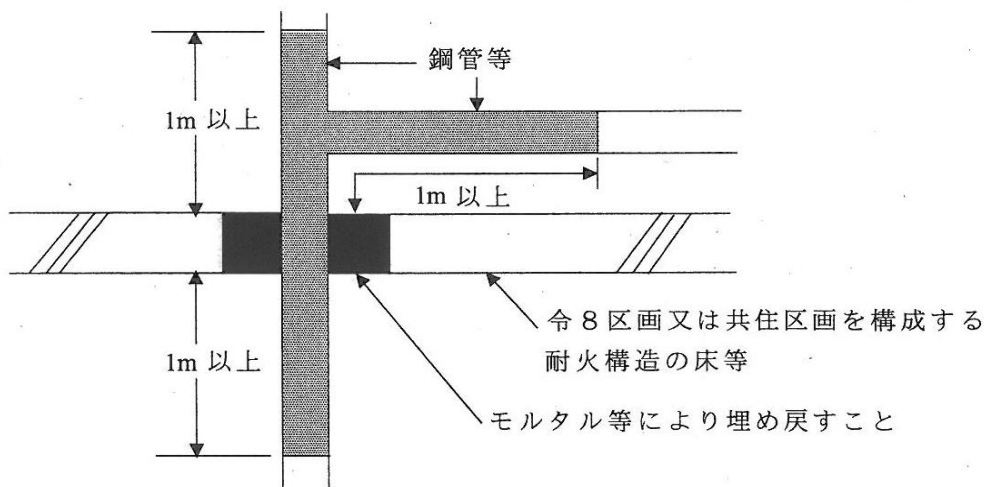
- ・ $c \geq a$ or b の大きい方
- ・ $c \geq 200 \text{ mm}$

4 令 8 区画の端部と穴の離隔距離 (第 5-10 図)



b 及び c は、a の直径 (a が 200 mm より小の場合は 200 mm とする。) 以上とすることが望ましい。

5 鋼管等で令 8 区画及び共住区画を貫通する場合の施工例（第 5-11 図）



・セメントモルタルによる方法

（１）セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

（２）ロックウールによる方法

ア JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25 mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50 mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

6 可燃物の着火防止措置

鋼管等の表面から 150 mm の範囲に可燃物が存する場合には、（１）に掲げる被覆材を（２）に定める方法により被覆すること。

「可燃物の着火防止について」

給排水管で、次のいずれかに該当する場合は、可燃物が直接接触しないことをもって足りるものであること。

・給排水管の内部・・・・・・常に充水

・当該可燃物・・・・・・構造上必要最小限のものであり、給排水管から熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等

（１）被覆材

ロックウール保温材（充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

(2) 被覆方法

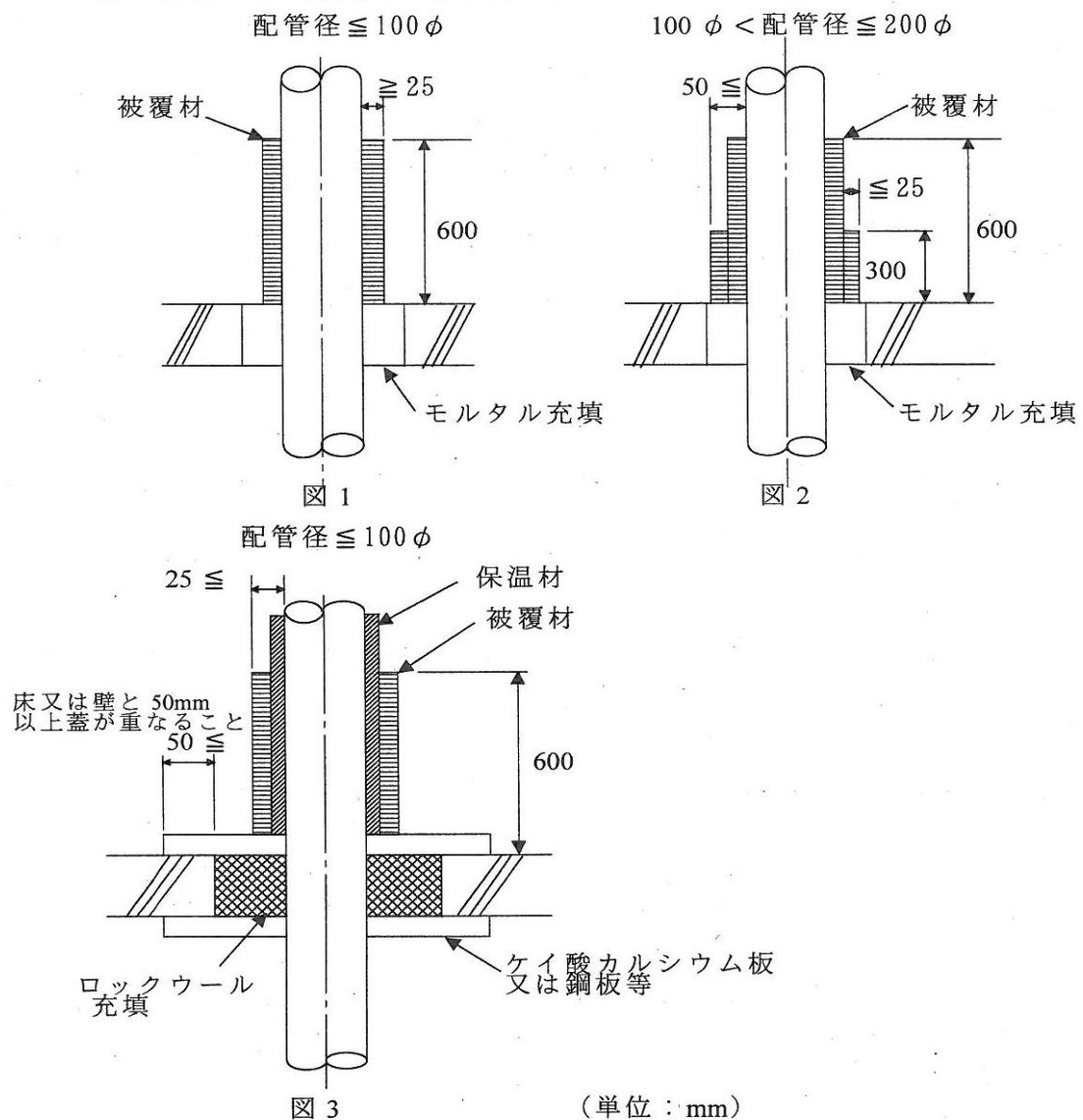
ア 床を貫通する場合

下表に定める方法により被覆すること。

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方 法
100mm 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cm の範囲に一重に被覆する。
100mm を超え 200mm 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cm の範囲には、もう一重被覆する。

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）（第 5-12-1 図）

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）（第 5-12-1 図）



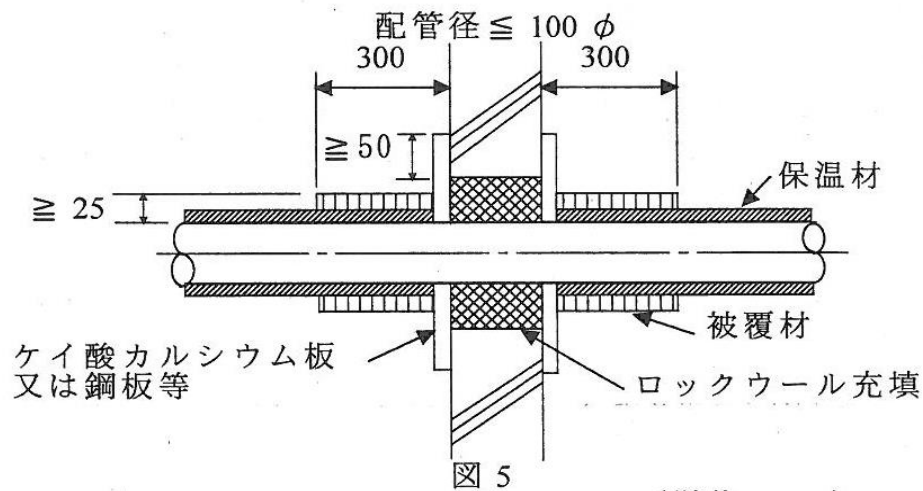
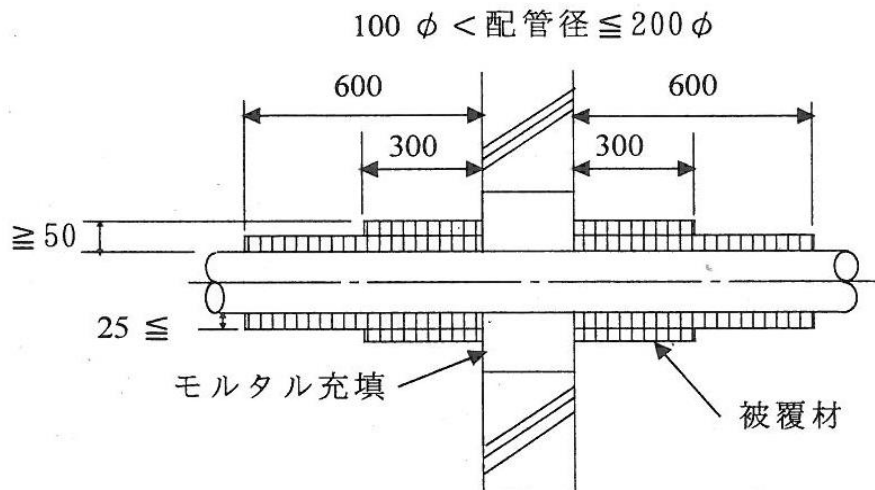
イ 壁を貫通する場合

下表に定める方法により被覆すること。

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方 法
100mm 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cm の範囲に一重に被覆する。
100mm を超え 200mm 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cm の範囲には、もう一重被覆する。

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）

（第 5-12-2 図）



（単位：mm）

4 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができる。

ア メカニカル接続

- ① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ② 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- ④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- ② 接合剤をネジ部に塗布すること。
- ③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - ③ 上下、次に左右の順で、対象位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

5 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。